

京都大學人文科學研究所所藏  
『天地瑞祥志』第七翻刻・校注—外官（一）

高橋あやの

はじめに

『天地瑞祥志』は、唐の薩守眞によつて編纂された、天文を中心とする専門類書である。二〇一年秋より、數名の有志により天地瑞祥志研究會（代表・水口幹記氏）が立ち上げられ、輪讀會を行つてきた。その成果として、これまでに水口幹記・田中良明兩氏による第一の翻刻・校注が『藤女子大學國文學雜誌』九三號（二〇一五年）及び九四號（二〇一六年）に掲載されるほか、參加者によるいくつかの成果がある。最新の掲載情報は水口幹記氏のリサーチマップ「天地瑞祥志校注について」を參照されたい。<sup>(1)</sup> また『天地瑞祥志』に關しては、前掲『藤女子大學國文學雜誌』九三號に收錄されている水口幹記氏による「序」、および名和敏光編『東アジア思想・文化の基層構造—術數と『天地瑞祥志』—』（汲古書院、二〇一九年）に詳しい。

本稿では、このうち第七の一部の翻刻・校注を載せる。第七は「内官」と「外官」の二つの項目があり、いずれも星座について述べる。『天地瑞祥志』の第一「目錄」によると、星座の記述は第四に「東七宿」「北七宿」、第五に「西七宿」

「南七宿」、第六に「内官」があり、第七はそれに續く部分であるが、第四から第六は現存しない。第七前半の「内官」も、第六に載る部分がないため、現状では星座部分のうち「外官」のみが完備するということになる。分量の關係で、本稿では「外官」のうち冒頭からの一部分を掲載する。

なお、この第七「外官」の翻刻・校注は高橋あやのが擔當したが、この成果は決して一人だけの手になるものではなく、研究會の參加者による意見の集約であることを附言しておく。

### 『天地瑞祥志』翻刻・校注凡例

#### 原文

一、底本には京都大學人文科學研究所所藏『天地瑞祥志』を用いる。

一、底本は文章の改行に無秩序な箇所があるが、讀者の便を圖り、引用書や文脈により適宜段落を設け、各々に、01、02…と番號を附して①に記した。

一、底本は抄本であり、行草體や筆寫特有の字體を含むが、適宜楷書化し、通行の字體に改めた。

一、底本の雙行注（割り注）は山括弧〈〉に入れて示し、缺字は□で示している。

一、底本に書き入れが有る際、または、底本の字作りが前田尊經閣文庫所藏『天地瑞祥志』（以下「尊經閣本」と略す）と異なる際には、①の本文の右旁に「〔一〕〔二〕……と附し、文末に書き入れや校異を記した。但し、僅かでも字體が異なる文字をすべて擧げることは繁雜の難があるため、抄本に頻見する異體字の類で、一見して同義の文字であると判斷可能な文字は、これを略して載せていない。

## 校訂

一、①に示した原文を適宜正字に改め、句讀點などの記號を附したものと②に記した。略字・異體字については、「曰」と「曰」、「𠂔」と「氏」、「文」と「父」、「大」と「太」などの鈔本に多く見られる字形が混同される文字や、その字形が甚だしく相異する場合以外は、特に断りなく改めている。

一、①に示した原文に衍字が有ると認めた場合は、②に衍字を丸括弧（）に入れて示し、脱字・誤字が有ると認めた場合は、適宜文字を插入・改正した。

一、右の誤字・衍字・脱字を②に示す際、①に記した原文の書き入れ、もしくは尊經閣本を根據とした箇所には白丸○を、他の關連資料を根據とした箇所には四角□を附した。書き入れと他の關連資料の兩者を根據とした箇所には、白丸○しか附していない。

一、右に記した根據以外、前後の文脈などに依據して誤字・衍字・脱字を判断した箇所には黒丸●を附し、特記すべき事項が有れば②の文末に注記した。

## 訓讀

一、②の文章を訓讀し、③に記した。

## 注釋

一、關連資料は③の右旁に（一）（二）……と附し、④に提示した。

一、④には、關連資料の書名、篇名と本文を記し、『天地瑞祥志』本文と對應する箇所に傍線を附している。また、引用箇所に注釋が附いている場合、本文中に（1）（2）の番號を附して、本文の後に併記した。なお、引用文が長大に渉る際には、本文・注釋ともに『天地瑞祥志』本文と關連しない箇所を省略した。

一、②で四角□を附して誤字・衍字・脱字を示した際に根據となつた文字については、④の當該文字を□で囲み示した。

一、『天地瑞祥志』本文中の「守臼」の「守」が『天地瑞祥志』撰者の「薩守眞」であることは逐一注記しない。

※なお、底本の文字の判定や正字の確定などは、コンピューター處理の可能な限り努めたが、最終的な判断は擔當者に一任した。また、『天地瑞祥志』本文の體裁が各巻によつて異なるため、各巻の注釋の體裁も、各擔當者に一任している。

## 翻刻・校注

### ○二、外官（解説）

【概要】本項目では、石氏・甘氏・巫咸の三家に屬する外官星を記す。外官に屬する星官は、主に天の北極から離れた位置にあり、季節によつて見えなくなるものが多い。各星官の冒頭に、その屬する各家の占辭を附し、次いで諸家の占辭を載せる。目録では九十官、第七の冒頭では九十一官を載せるといふが、實際は附官らしき星座も含めて八十九官しかない。八十九官のうち、天鵝は甘氏内官の星官であり、通常は外官に分類されない。また、『天地瑞祥志』では泣は哭の項目で取り上げられるが、『開元占經』では獨立した星官として取り上げられる。逆に、『天地瑞祥志』では獨立した星官として取り上げられる壘壁陳は、『開元占經』では羽林の項目で取り上げられ、獨立した項目をもたない。このほか、石氏外官の玉井が『天地瑞祥志』には見えないため、目録や第七冒頭の星官數と實際に記載された星官數との相異は、玉井の項目の缺落による可能性がある。

二外官 九十一官（附見二官）

01 ②

二、外官 九十一官（附見二官）

01 ③

二、外官 九十一官（<sup>(一)</sup>二官を附見す）

01 ④

（二）本書第一、六目録は「九十官」に作る。

02 ①

庫樓 〈口故反去力侯反平〉 石氏曰樓十柱十五衡四凡升九星在角南西北星入軫少去極百卅度少陣曰庫大也樓候也言大候非義也衡主陣兵也兵所藏其中欲實惡虛空也金官也氐宿相助也□郗萌曰主遠兵若動搖其將行若星衆則藏善則兵起若虛諸侯謀反月五星入天下起兵歲星入飢兵起之也□□□石氏曰熒惑入守庫有兵期十年出兵隨所之黃帝帝占曰飢旱也填星入兵起有喪舉兵太吉太白入三日起兵辰星入者兵水起

02 ②

庫樓 〈口故反、去。力侯反、平。〉 石氏曰、「樓十、柱十五、衡四、凡升九星。在角南。西北星入軫少、去極百卅度少。」陣曰、「庫大也、樓候也。言大候非義也。衡主陣兵也。兵所藏、其中欲實惡虛空也。」金官也。氐宿相助也。」 郗萌曰、「主遠兵。若動搖其將行。若星衆則藏、善則兵起。若虛諸侯謀反。月五星入、天下起兵。歲星入、飢兵起之也。」 石氏曰、「熒惑入守庫、有兵、期十年。出兵隨所之。」 黃帝（帝）占曰、「飢・旱也。填星入兵起、有喪、舉兵太吉。太白入三日起兵。」

辰星入者兵、水起。」

02③

庫樓 （口）故の反、去。 力侯の反、平。石氏曰く、「樓十、柱十五、衡四、凡そ升九星。角の南に在り。西北の星軫に入ること少、極を去ること百卅度少。」と。陣曰く、「庫は大なり、樓は候なり。言ふころは大いに義に非ざるを候ふなり。衡は陣兵を主るなり。兵の藏する所、其の中實たさんと欲して空虚なるを惡む。金官なり。氐宿相ひ助くるなり。」と。鄱萌曰く、「遠兵を主る。若し動搖すれば其の將行く。若し星衆ければ則ち善を藏し、則ち兵起く。若し虛なれば諸侯謀反す。月五星入れば、天下兵を起こす。歲星入れば、飢兵之に起くるなり。」と。石氏曰く、「熒惑庫に入り守せば、兵有り、期は十年。出兵之く所に隨ふ。」と。『黃帝占』に曰く、「飢・旱あるなり。填星入れば兵起き、喪有り、兵を擧ぐれば太だ吉。太白入れば三日にして兵起く。辰星入れば兵水もて起く。」と。

02④

(一) 『篆隸萬象名義』 卷第二十二「部  
庫、口故反。

(二) 『篆隸萬象名義』 卷第十二「木部

樓、力侯反。

(三) 『三家簿讚』 (石氏外官)

庫婁十星、五柱十五星、衡四星、凡升九星、在角南。〈庫婁之官兵所藏、其中欲實惡空虛。〉

※ 「婁」の左に「樓」、「其」の左に「具家」の傍書あり。

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者 (『隋書』略同文)

庫樓十星、六大星爲庫、南四星爲樓、在角南。

『開元占經』卷六十八・石氏外官占四・庫樓占一

石氏曰、「庫樓十星、五柱十五星、衡四星、凡二十九星、左角南。」〔西北星入軫少、去極百四十度、在黃道外二十一度太。庫樓一曰天庫、兵車之府也。其大六星、庫也、西四星、樓也、旁十五星、三三而聚者、柱也、中央小星、衡也。〕

(四) 『三家簿讚』(石氏外官)

庫婁十星、五柱十五星、衡四星、凡升九星、在角南。〈庫婁之官兵所藏、其中欲實惡空虛。〉

※「婁」の左に「樓」、「其」の左に「具家」の傍書あり。

『開元占經』卷六十八・石氏外官占四・庫樓占一

巫咸曰、「天庫金官也。」『春秋元命苞』曰、「天庫主陳兵。」……『石氏讚』曰、「庫樓之官兵所藏、其中欲實惡空虛。」

(五) 『乙巳占』卷二・月干犯中外占

月入庫樓、天下兵並起。

『乙巳占』卷四・歲星干犯中外官占 〈附五星內〉

五星犯庫星、兵起北方西方。

『開元占經』卷六十八・石氏外官占四・庫樓占一

『春秋緯』曰、「天庫虛諸侯謀反。」一曰、中州謀、兵四合。……郗萌曰、「天庫主遠兵、星搖者其將行、星皆動、將盡行。」郗萌曰、「天庫星衆則藏善、散若皆去則兵起。」

『開元占經』卷十四・月占四・月犯石氏外官二

郗萌曰、「月入庫樓、天下有兵起。」

『開元占經』卷二十九・歲星占七・歲星犯石氏外官一・歲星犯庫樓一  
巫咸曰、「歲星入庫樓、其國以饑起兵。若有旱災、期不出年。」

(六) 『開元占經』卷三十七・熒惑占八・熒惑犯石氏外官一・熒惑犯庫樓一  
石氏曰、「熒惑入天庫、有兵。火守庫、兵起、亂十年。」

(七) 『開元占經』卷四十四・填星占七・填星犯石氏外官一・填星犯庫樓一  
郗萌曰、「填星入庫樓、兵出。」又占曰、「填星入天庫、以舉兵大吉。」

『開元占經』卷五十二・太白占八・太白犯石氏外官一・太白犯庫樓一  
郗萌曰、「太白入庫樓三日、兵起尤甚。」

『開元占經』卷五十九・辰星占七・辰星犯石氏外官・辰星犯庫樓一  
郗萌曰、「辰星入庫樓、以水起兵。亦大水。」

03 ①

青丘 〔且經反平去留反平〕 甘德曰七星在軫東南夷蠻陌大赫青丘國之號也□劉表曰動搖土官有事也  
〔二〕「且」に作る。

03 ②

青丘 〈且經反、平。去留反、平。〉 甘德曰「七星。在軫東南。夷蠻貊大赫。青丘國之號也。」劉表曰、「動搖、土官有

事也。」

03  
③

青丘 〈且經の反、平。<sup>(1)</sup>去留の反、平。〉。甘徳曰く、「七星。<sup>(2)</sup>軫の東南に在り。夷蠻貊は大いに赫す。<sup>(3)</sup>青丘は國の號なり。」と。劉表曰く、「<sup>(4)</sup>动摇すれば、土官に事有るなり。」と。

03  
④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第二十一青部

青、  
[且]經反。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第二北部

北、去留反。丘、同上。

(三) 『三家簿讚』(甘氏外官)

青丘七星、在榆東南。〈<sup>ムム</sup>七星。主南夷蠻貊火赫。〉

※「榆」の右に「軫」の朱書きあり。

『天文要錄』卷四十九・青丘一

主青丘邊丘也。齊甘文卿曰、「青丘七星，在軫東南。主南夷蠻貊大赫。主客養朝府也。」

『晉書』天文志上・星官在二十八宿之外者

青丘七星、在軫東南。蠻夷之國號也。

『開元占經』卷七十・甘氏外官・青丘星占一

甘氏曰、「青丘七星、在軫東南。」〈青丘、南方蠻夷之國號也。〉……甘氏讚曰、「南夷蠻貊大赫青丘。」

(二)『開元占經』卷七十・甘氏外官・青丘星占一

荊州占曰、「青丘星非常動搖、大官有事。」

04  
①

軍門 〈居雲反平莫<sup>〔二〕</sup>昆反平〉 巫咸曰「星在青丘西。主營候虎尾威旗也。

〔二〕「昆」を作る。

04  
②

軍門 〈居雲反、平。莫昆反、平。〉 巫咸曰、「二星。在青丘西。主營候・虎尾威旗也。」

04  
③

軍門 〈居<sup>〔二〕</sup>雲の反、平。莫<sup>〔二〕</sup>昆の反、平。〉 巫咸曰く、「二星。青丘の西に在り。營候・虎尾の威旗を主るなり。」と。

04  
④

(一)『篆隸萬象名義』卷第十八車部

軍、  
居<sup>〔二〕</sup>云反。

(一)『篆隸萬象名義』卷第十一門部

門、  
莫昆反。

(二)『三家簿讚』(巫咸)

軍門 一星在青丘西。 〈ミミ營候・虎尾威旗。〉

『天文要錄』卷五十・軍門八

主軍門、邊賊盜兵也。殷巫咸曰、「軍門二星，在青丘西。主營候・虎尾威旗。」一名軍開。

『晉書』天文志上・星官在二十八宿之外者（『隋書』は「彪」を「豹」を作る）

土司空北二星曰軍門、主營候・彪尾威旗。

『開元占經』卷七十・巫咸中外官占七・軍門星占八

巫咸曰、「軍門二星，在青丘西。天子六軍之門也。」……『巫咸讚』曰、「軍門營候・虎尾威旗。」

土司空〈達戸反上公反平〉巫咸曰四星在軍門南主堺城也供神土基口劉表曰五星守入有土儀之事白出入其邦君子死土司者司察也黃潤則吉金大守之有兵客星入多土功天下病也

〔二〕「戸」を作る。

05 ②

土司空〈達戸反上口公反平〉巫咸曰、「(一)四星。在軍門南。主堺城也。供神土基。」劉表曰、「五星守入、有土儀之事。太白出入、其邦君子死。」土司者司察也。黃潤則吉、金大守之、有兵。客星入、多土功、天下病也。

05 ③

土司空〈達戸の反上口公の反平〉巫咸曰く、「(二)四星。軍門の南に在り。堺城を主るなり。神に供ふ土基。」と。劉表曰く、「(四)五星守し入れば、土儀の事有り。太白出入すれば、其の邦君子死す。」と。土司は司察なり。黃潤なれば則ち吉、金大いに之を守せば、兵有り。(五)客星入れば、土功多く、天下病むなり。

05 ④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第二土部

土、達扈反。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第十一穴部

空、口公反。

(三) 『三家簿讚』(巫咸)

土司空四星。在陽門南。〈主界域、株神社基。〉

※ 「陽門南」の右に「軍門家」、「界域株神社基」の右に「界城神社基家」の朱書きあり。

『天文要錄』卷五十・土司空九

殷巫咸曰、「土司空四星。在軍門南。主界域、株神社基。」

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者(『隋書』略同文)

青丘西四星、曰土司空。主界域。亦曰司徒。

『開元占經』卷七十・巫咸中外官・土司空星占九

巫咸曰、「土司空四星。在軍門南。」……。『巫咸讚』曰、「土司空、主界域、族神土糞。」

(四) 『天文要錄』卷五十・土司空九・占五星

『七曜內紀』曰、「熒惑辰星守留土司空、其國有土役之事、民愁苦不息。」

『開元占經』卷二十九・歲星占七・歲星犯巫咸外官四・歲星犯土司空一

『荊州占』曰、「歲星守入土司空、有土徭之事。」

『開元占經』卷三十七・熒惑占八・熒惑犯巫咸外官四・熒惑犯土司空二

『荊州占』曰、「熒惑守土司空、有兵。」又曰、「守入土司空、有土徭之事。」

『開元占經』卷四十四・填星占七・填星犯巫咸中外官四・填星犯土司空一

『荊州占』曰、「填星守入土司空、有土徭之事。」

『開元占經』卷五十一・太白占八・太白犯巫咸外官四・太白犯土司空二

『荊州占』曰、「太白出入土司空、有大徭之事。」

『開元占經』卷五十九・辰星占七・辰星犯巫咸中外官四・辰星犯土司空一

『荊州占』曰、「守入土司空、有土徭之事。」一曰、「守之有兵。」

(五) 『天文要錄』卷五十・土司空九

主土司空、察司亭也。

『開元占經』卷七十・巫咸中外官・土司空星占九

石氏曰、「土司空四星、近青丘。司空、水土司察者、星黃潤則吉。」

※(四)に挙げた『開元占經』卷三十七には、「熒惑守土司空、有兵」の占辭がある。熒惑は火星であるため、本文の「金大守之」は「金火守之」の誤寫であるとも考えられる。

(六) 『天文要錄』卷五十・土司空九・占客星

『東晉紀』曰、「客星守土司空、多土功、民人疾病起、多死。」

『開元占經』卷八十四・客星占八・客星犯石氏外官・客星犯土司空十五

『荊州占』曰、「客星入土司空、多土功、男不得耕、女不得織、天下大疾。」

※巫咸とは別の、石氏外官の土司空の占辭。

南門 〔奴舍反平莫昆反平〕 石氏曰「一星在庫南右星去極百卅度也。天之外門也。主守兵故在庫門也。角宿相助也有小星三芒者兵車出熒惑入守戰其北也。」兵大起也。

〔二〕「昆」を作る。

06  
②

南門 〔奴舍反、平。莫昆反、平。〕 石氏曰、「二星。在庫南。右星、去極百卅度也。天之外門也。主守兵、故在庫門也。角宿相助也。有小星三芒者、兵車出。熒惑入守、戰其北也。兵大起也。」

06  
③

南門 〔<sup>(一)</sup>奴舍の反、平。<sup>(二)</sup>莫昆の反、平。〕 石氏曰く、「<sup>(三)</sup>一星。庫の南に在り。右星、極を去ること百卅度なり。天の外門なり。守兵を主る、故に庫の門に在るなり。角宿の相助なり。小星の三芒なる有れば、兵車出づ。熒惑入り守せば、其の北に戦あるなり。兵大いに起くるなり。」と。

06  
④

(一)『篆隸萬象名義』卷第四木部

南、奴舍反。

(二)『篆隸萬象名義』卷第十一門部

門、莫昆反。

(三)『三家簿讀』(石氏外官)

南門二星。在庫婁南。〈南門〉二星、主守兵。」

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者（『隋書』略同文。『史記正義』無「主守兵」）

南門二星。在庫樓南。天之外門也。主守兵。

『開元占經』卷六十八・石氏外官・南門星占二

石氏曰、「南門二星。在庫樓南。」（右星、入軫十四度、去極百三十度。在黃道外二十一度太。）『春秋緯』曰、「角南兩大星曰南門。」（南門天之外門也。）……石氏曰、「南門中有小星三芒者、則兵車出。」『石氏讚』曰、「南門二星。主守兵。」

（四）『開元占經』卷三十七・熒惑占八・熒惑犯石氏外官一・熒惑犯南門二

石氏曰、「熒惑若守南門、兵車大起。」又占曰、「熒惑入守南門、天下戰其北也。」

07 ①

平星（奴綿反平）石氏曰二星在庫北西星入軫十四度去極百度在黃道外十二度之也□晉志曰平天下之法獄事庭尉之象也執法正紀綱其星差戾政亂荒亢宿相助也在辰也其星欲齊等廣夾有常高下不差則天下万物成也熒惑守且以亂亡多戮囚傳緯曰彗星至以後過海內亂也

07 ②

平星（婢綿反、平。）石氏曰、「二星。在庫北。西星入軫十四度、去極百度、在黃道外十二度。」之也。『晉』志曰、「平天下之法獄事。廷尉之象也。」執法、正紀綱。其星差戾、政亂荒。亢宿相助也。在辰也。其星欲齊等、廣夾有常。高下不差、則天下萬物成也。熒惑守、且以亂亡、多戮囚。『傳緯』曰、「彗星至以後過、海內亂也。」

07 ③

平星（婢綿の反、平。）。石氏曰く、「<sup>(1)</sup>星。庫の北に在り。西星軫に入ること十四度、極を去ること百度、黃道の外に在ること十二度。」と。之なり。『晉』志に曰く、「<sup>(2)</sup>天下の法獄の事を平らかにす。廷尉の象なり。」と。執法し、紀綱を正す。其の星差戻せば、政亂荒す。亢宿の相助なり。辰に在るなり。其の星齊等にして、廣夾に常有らんと欲す。高下差たがはざれば、則ち天下萬物成るなり。熒惑守せば、且に亂を以て亡びんとし、戮囚多し。『傳緯』に曰く、「<sup>(3)</sup>彗星至りて以て後過ぐれば、海内亂るるなり。」と。

07④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第九亏部

平、皮兵反。

『經典釋文』卷四尙書音義下、洪範第六  
平平、  
婢縣反。

(二) 『三家簿讚』(石氏外官)

平星二星。在庫婁北。。〈平星執法、正紀綱。其星差戻、亂恙。〉

※「恙」の左に「荒家」の傍書あり。

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者  
平星二星。在庫樓北。。平天下之法獄事。廷尉之象也。

『開元占經』卷六十八・石氏外官・平星占三

石氏曰、「平星二星。在庫樓北。。〈西星入軫十四度、去極百度、在黃道外十一度太也。〉」

(三) 『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者(『隋書』略同文)

平星二星。在庫樓北。平天下之法獄事。廷尉之象也。

『開元占經』卷六十八・石氏外官・平星占三

郗萌曰、「平星主天下」之獄事、若今廷尉之象。」

(四) 『三家簿讚』(石氏外官)

平星二星。在庫婁北。〈平星執法、正紀綱。其星差戾、亂恙。〉

※「恙」の左に「荒家」の傍書あり。

『開元占經』卷六十八・石氏外官・平星占三

(五) 『開元占經』卷三十七・熒惑占八・熒惑犯石氏外官一・熒惑犯平星三  
石氏曰、「熒惑守平星、兵起且以亂亡。」……甘氏曰、……又占曰、「熒惑守平星、有獄出疑囚。」  
(六) 『開元占經』卷九十彗星占下・彗星犯石氏外官二・彗孛犯平星三  
石氏曰、「彗星平星、主以峻法爲過、海內亂。」

08 ①

陽門 〈餘章反平〉巫咸曰「一星在庫東北」□晉志曰「主守溢基或遠劔戟措矛也」

08 ②

陽門 〈餘章反平〉巫咸曰、「一星。在庫東北。」『晉』志曰、「主守隘塞。」戌遠・劔戟・楯矛也。

陽門 〈餘章の反、平。〉巫咸曰く、「二星。庫の東北に在り。」と。『晉』志に曰く、「<sup>(3)</sup>陰塞を守るゝ所を主る。」と。成遠・劍戟・楯矛なり。

08  
④

(二) 『篆隸萬象名義』卷第二十二阜部

陽、餘章反。

(1) 『三家簿讚』(巫咸)

陽門二星。在庫樓東北。〈柔遠・劍戟・楯茅。〉

※「茅」の右に「或莫侯及長二丈遠兵」、左に「ホウナリ」の朱書きあり。

『天文要錄』卷五十・陽門十

殷巫咸曰、「陽門二星。在庫樓東北。主柔遠・劍戟・楯柔。主武門。一名陽理。一名陳門。主兵甲。」

『開元占經』卷七十・巫咸中外官・陽門星占十

巫咸曰、「陽門二星。在庫樓東北。」

(三) 『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者(『隋書』略同文)

庫樓十星。……東北二星。曰陽門。主守<sup>四</sup>陰塞也。

(四) 『三家簿讚』(巫咸)

陽門二星。在庫樓東北。〈柔遠・劍戟・楯茅。〉

※「茅」の右に「或莫侯及長二丈遠兵」、左に「ホウナリ」の朱書きあり。

『天文要錄』卷五十・陽門十

殷巫咸曰、「陽門二星。在庫樓東北。主柔遠・劔戟・楯柔。主武門。一名陽理、一名陳門。主兵甲。」

『開元占經』卷七十・巫咸中外官・陽門星占十

「巫咸讚」曰、「陽門戌遠・劍戟・楯矛。」

09 ①

折威 〈止列反入於歸反平〉 甘德曰七星在亢南断獄弃諸市都晉志曰主斬殺口郗萌曰折威不居積九十問胡兵大興邊將出月行折威天子亡威之也

09 ②

折威 〈止列反、入。於歸反、平。〉 甘德曰、「七星。在亢南。斷獄、棄諸市都。」『晉』志曰、「主斬殺。」郗萌曰、「折威不居積卒閒、胡兵大興、邊將出。月行折威、天子亡威。」之也。

09 ③

折威 〈止列の反、入。於歸の反、平。〉 甘德曰く、「七星。亢の南に在り。獄を斷じ、諸を市都に棄す。」と。『晉』志に曰く、「斬殺を主る。」と。郗萌曰く、「折威 積卒の間に居らざれば、胡兵大いに興り、邊將出づ。月六折威を行れば、天子威を亡ふ。」と。之なり。

09 ④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第六手部

折、止烈反。

『篆隸萬象名義』卷第十二坤部

折、止列反。斷。折字。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第三女部

威、於歸反。

(三) 『三家簿讚』(甘氏外官)

折威七星。在榆東南。〈𠂇𠂇斷獄、棄諸市都。〉

『天文要錄』卷四十九·折威二

齊甘德曰、「折威七星。在元南。折威斷獄、棄諸市都。」

『開元占經』卷七十七·甘氏外官·折威占一

甘氏曰、「折威七星。在亢南。」……『甘氏讚』曰、「將威<sup>𠂇𠂇</sup>斷獄、棄諸市都。」

(四) 『晉書』卷十一·天文志上·星官在二十八宿之外者(『隋書』略同文)

亢南七星，曰折威。主斬殺。

(五) 『天文要錄』卷四十九·折威二·占折威

萇弘曰、「折威位避不居、邊兵大興、將軍敍都縣野亭。」

『開元占經』卷七十·甘氏外官·折威占二

萇弘曰、「折威星不居積卒閒、胡兵大興、中國大傷、邊將死。」

(六) 『天文要錄』卷四十九·折威二·占月行

郗萌曰、「月宿行折威、天子亡坐、女主有喪。不出七十日。」

『開元占經』卷十四・月占四・月犯甘氏外官四

『郗萌占』曰、「月行折威中、天子亡。」

10 ①

頓頑〈都鈍反去誤饅反平〉巫咸曰「一星在折威東南頓頑步制察司獄囚也」□晋志曰主考囚情狀察詐偽之也

10 ②

頓頑〈都鈍反、去。誤饅反、平。〉巫咸曰、「二星。在折威東南。頓頑捕制、察伺獄囚也。」『晉』志曰、「主考囚情狀、察詐偽。」之也。

10 ③

頓頑〈都鈍の反、去。誤饅の反、平。〉巫咸曰く、「二星。折威の東南に在り。頓頑は捕制し、獄囚を察伺するなり。」と。『晉』志に曰く、「囚の情狀を考へ、詐偽を察するを主る。」と。之なり。

10 ④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第四貞部

頓、都鈍反。

※「頓」、萬象名義影印本索引等は「頓」を作る。

『篆隸萬象名義』卷第十八支部

頓、都鈍反。頓字。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第四貞部

頑、誤饅反。

(三) 『三家簿讚』(巫咸)

鈍頑二星。在折威東南。〈𠂇𠂇捕制、察同獄囚。〉

『天文要錄』卷五十・鈍頑十一

殷巫咸曰、「鈍頑二星。在折威東南。主捕制、同候察獄囚。」

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者(『隋書』略同文)

頓頑二星。在折威東南。主考囚情狀、察詐僞也。

『開元占經』卷七十・巫咸中外官・頓頑星占十一

巫咸曰、「頓頑二星。在折威東南。頓頑亦獄官也。所以與折威相近。」『巫咸讚』曰、「頓頑捕制、察同獄囚。」

(四) 『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者(『隋書』略同文)

頓頑二星。在折威東南。主考囚情狀、察詐僞也。

11 ①

騎官(渠寧反去古完反平)石氏曰升七星在氐南西行北星入亢四度去極百十五度半也。騎官在東宿衛王之健士也。金官也。房宿相助也。星衆天下安星少。騎七叛晉志曰東端一星騎陣將軍騎將也。南三星車騎。之將也。陣車三星在騎官東北。革車也。熒惑太白入守兵起馬多死。鄱萌曰不出升日放天口。石氏曰他星入有喜也。

11 ②

騎官(渠寧反去古完反平)石氏曰「升七星。在氐南。西行。北星入亢四度、去極百十五度半也。騎官在東宿衛、

王之健士也。金官也。房宿相助也。星衆天下安、星少騎士叛。」『晉』志曰、「東端一星、騎陣將軍、騎將也。南三星、車騎、車騎之將也。陣車三星、在騎官東北、革車也。」熒惑太白入守、兵起、馬多死。郗萌曰、「不出升日、赦天下。」石氏曰、「他星入、有喜也。」

11③

騎官(一)渠寧の反、去。古完の反、平。(二)。石氏曰く、「升七星。氐の南に在り。西行。北星亢に入ること四度、極を去ること百十五度半なり。騎官東に在りて宿衛するは、王の健士なればなり。金官なり。房宿の相助なり。星衆ければ天下安んじ、星少なければ騎士叛す。」と。『晉』志に曰く、「東端(三)の一星は、騎陣將軍なり。騎將なり。南の三星は、車騎なり、車騎の將なり。陣車三星、騎官の東北に在り。革車なり。」と。熒惑・太白入り守せば、兵起こり、馬多く死す。郗萌曰く、「升日(六)を出でずして、天下に赦あり。」と。石氏曰く、「他星入れば、喜び有るなり。」と。

11④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第二十三馬部

騎、渠知反。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第十一一部

官、古完反。

(三) 『三家簿讚』(石氏外官)

騎官廿七星。在氐南。〈騎官在東。守衛王。〉

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者(『隋書』略同文)

騎官二十七星、在氐南。若天子武賁。主宿衛。

『開元占經』卷六十八・石氏外官・騎官星占四

石氏曰、「騎官二十七星。在垣南。」〈西行。北星入亢四度太。去極百一十五度半。在黃道外十九度半也。〉石氏曰、「騎官、一名輕能。星衆天下安、星少騎士畔。」〈騎官者今虎賁也。〉石氏曰、「房南衆星曰騎官將軍。騎官主宿衛。一曰、騎官金官也。」

(四) 『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者(『隋書』略同文)

東端一星、騎陣將軍、騎將也。南三星車騎、車騎之將也。陣車三星、在騎官東北、革車也。

(五) 『開元占經』卷三十七・熒惑占八・熒惑犯石氏外官一・熒惑犯騎官四

甘氏曰、「熒惑守騎官、有兵、馬多發、若多死。」

『開元占經』卷五十二・太白占八・太白犯騎官四

甘氏曰、「太白犯守騎官、有兵起、馬多發、若多死。」

(六) 『開元占經』卷三十七・熒惑占八・熒惑犯石氏外官一・熒惑犯騎官四

郗萌曰、「熒惑守騎官、不出二十日、**赦天下**。」

『開元占經』卷五十二・太白占八・太白犯騎官四

郗萌曰、「太白入守騎官、不出二十日、**赦天下**。」

(七) 『開元占經』卷八十四・客星占八・客星犯石氏外官・客星犯騎官四

石氏曰、「他星入騎官、有喜。」

積卒（紫智反去祖沒反入） 石氏曰十二星在房心南西行西星入氐十三度去極百二十四度少也。金官心宿相助也。積土所以御卒暴欲也。微而明為吉。明大動朝庭有兵。」「若一星亡」、兵少出、多亡者、兵衆出。」「熒惑守、主失位、天下凶也。」

12(2)

積卒（紫智反、去。祖沒反、入。） 石氏曰、「十二星。在房・心南。西行。西星入氐十三度、去極百二十四度少也。金官。」心宿相助也。「積土、所以衛卒暴欲也。」「微而明為吉、明大動朝庭有兵。」「若一星亡」、兵少出、多亡者、兵衆出。」「熒惑守、主失位、天下凶也。」

12(3)

積卒（紫智の反、去。祖沒の反、入。） 石氏曰く、「十二星。房・心の南に在り。西行。西星氐に入ること十三度、極を去ること百二十四度少なり。金官。」と。心宿の相助なり。「積土は、以て衛卒の暴るる所なり。微にして明なれば吉たり、明大にして動けば朝庭に兵有り。」と。「若し一星亡べば、兵少きも出づ。亡ぶもの多ければ、兵衆く出づ。」と。「熒惑守せば、主位を失ひ、天下凶なり。」と。

12(4)

(一)『篆隸萬象名義』卷第十五禾部

積、子亦反。聚・最。

(二)『篆隸萬象名義』卷第二十八衣部

卒、且忽反。聚。

(三)『三家簿讃』(石氏外官)

積卒九十二星。在房心南。〈積卒十二星。掃明堂。〉

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者（『隋書』略同文）

積卒十二星。在房心南。主爲衛也。他星守之。近臣誅。

『開元占經』卷六十八・石氏外官・積卒星占五

石氏曰、「積卒十二星。在房・心南。」（西星入氐十三度太、去極百二十四度少、在黃道外二十一度少也。）石氏曰、「積卒、一名衛士。芒角動、聚兵事。」一曰、「積卒兵官。金官也。」郗萌曰、「積卒者、士也。積士也者、所以衛卒暴。」巫咸曰、「積卒兵官。金官也。」『黃帝占』曰、「積卒守衛明堂、其星欲微小而明、則天子吉、其國安昌。若明大動搖、則君臣不寧、朝廷有兵。」……石氏曰、「積卒一星亡、兵少反出。二星亡、兵大半出。三星亡、兵盡出。」

（四）『開元占經』卷三十七・熒惑占八・熒惑犯石氏外官一・熒惑犯積卒五

石氏曰、「熒惑犯守積卒、主失位、天下凶。」

13 ①

車騎（齒耶反平）甘德曰「三星在騎官南且來降也」

13 ②

車騎（齒耶反、平。）甘德曰、「三星。在騎官南。且來降也。」

13 ③

車騎（齒耶の反、平。）甘德曰く、「<sup>(1)</sup>三星。騎官の南に在り。且に來降せんとするなり。」と。

13 ④

車騎（齒耶の反、平。）甘德曰く、「<sup>(1)</sup>三星。騎官の南に在り。且に來降せんとするなり。」と。

(一) 「篆隸萬象名義」卷第十八車部

車、齒耶・舉魚反。

(二) 『三家簿讀』(甘氏外官)

車騎三星。在騎官南。

『天文要錄』卷四十九・車騎五

主車騎。武集將軍也。主兵德暴。一名陳門。齊文卿曰、「車騎三星。在騎官南。主鼓陳連行。主候節行也。」

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者(『隋書』略同文)

騎官二十七星，在氐南，若天子武賁，主宿衛。東端一星騎陣將軍、騎將也。南三星車騎、車騎之將也。

『開元占經』卷七十・甘氏外官・車騎星占五

甘氏曰、「車騎三星，在騎官南。」

14 ①

騎陣  
〈治振反去〉甘德曰騎陣將軍一星在騎官中東端也

14 ②

騎陣  
〈治振反去〉甘德曰、「騎陣將軍一星，在騎官中東端也。」

14 ③

騎陣  
〈治振の反、去。〉甘德曰く、「騎陣將軍一星、騎官の中の東端に在るなり。」と。

14 ④

騎陣  
〈治振の反、去。〉甘德曰く、「騎陣將軍一星、騎官の中の東端に在るなり。」と。

(一) 『篆隸萬象名義』卷第二十二阜部

陣、除鎮反。

(二) 『三家簿讚』(甘氏外官)

騎陣將軍一星。在騎官中東端、近陣。〈主部行俠路。列居真主鍛揚。〉

『天文要錄』卷四十九・騎陳將軍四

主騎陳將軍陳庭。主和平急武。齊文卿曰、「騎陳將軍一星。在騎官中東端。主部行俠路列。」

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者(『隋書』略同文)

騎官二十七星、在氐南、若天子武賁、主宿衛。東端一星騎陣將軍、騎將也。

『開元占經』卷七十・甘氏外官・騎陣將軍四

甘氏曰、「騎陣將軍一星。在騎官中東端。」

15 ①

陣車甘德曰三星在氐南陣車騎部行

15 ②

陣車。甘德曰、「三星。在氐南。陣車車騎・部行。」

15 ③

陣車。甘德曰く、「<sup>(一)</sup>三星。氐の南に在り。陣車は車騎・部行なり。」と。

15 ④

(一) 『三家簿讚』(甘氏外官)

陣車三星。在氐南。

『天文要錄』卷四十九・陳車三

陳車兵・陳率步也。齊甘德曰、「陳車三星。在氐南。陳車<sub>レ</sub>騎・<sub>レ</sub>行。畜署主陳馬。一名騎率。」

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者(『隋書』略同文)

騎官二十七星，在氐南。若天子武賁，主宿衛。東端一星騎陣將軍、騎將也。南三星車騎、車騎之將也。陣車三星，在騎官東北、革車也。

『開元占經』卷七十・甘氏外官・陣車占三

『甘氏讚』曰、「陣車三星。在氐南。」

16 ①

天福(甫伏反入)巫咸曰「一星在房距星西南北列天福陣駕皮軒變鸞旗主祠祀之也」

16 ②

天福(甫伏反、入。)巫咸曰、「一星。在房距星西。南北列。天福陣駕・皮軒・(變)鸞旗。主祠祀。」之也。

16 ③

天福(甫伏の反、入。)巫咸曰く、「一星。<sup>(レ)</sup>房の距星の西に在り。南北に列す。天福は陣駕・皮軒・鸞旗なり。祠祀を主る。」と。之なり。

16 ④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第一 示部

福、甫伏反。

(二) 『三家釋讀』(巫咸)

天福二星。在房距星西。南北列。（主禱解、祝謝、咎災。）

※「祝」の右に「祀家」の傍書あり。

『天文要錄』卷五十・天福十三

主天福。神祭災恠也。殷巫咸曰、「天福二星。在房距星西。南北列。主禱解、祝謝、咎災。」

『隋書』卷十九・天文志上・經星中宮(『晉書』無類文)

房西二星南北列。曰天福。主乘輿之官。若禮巾車、公車之政。主祠事。

『開元占經』卷七十・巫咸中外官・天輻星占十三

巫咸曰、「天輻二星。在房距西星。天輻、宰乘輿之官也。」『元命苞』曰、「天輻主言祠事。氣有離合、設禱謝。」

……『巫咸讚』曰、「天輻陳駕・被軒・鸞旗。」

17 ①

從官(在用反去古完反平)巫咸曰二星在房西南北列主病巫醫也

17 ②

從官(在用反、去。古完反、平。)巫咸曰、「二星。在房西。南北列。主病。巫醫也。」

17 ③

從官(在用反、去。古完反、平。)巫咸曰、「二星。在房西。南北列。主病。巫醫也。」

從官（在用の反、去。古完の反、平。）。巫咸曰く、「二星。房の西に在り。南北に列す。病を主る。巫醫なり。」  
17④

(二)『篆隸萬象名義』卷第十行部

從、字龍反。

(一)『篆隸萬象名義』卷第十一「部

官、古完反。

(三)『三家簿讀』(巫咸)

從官二星。在房西南。北列。〈二星。主疾病。巫醫。〉

『天文要錄』卷五十・從官十二

主從官。草藥司官也。殷巫咸曰、「從官二星。在房西南。北列。主疾病。巫賢。」

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者(『隋書』略同文)

從官二星，在積卒西北。

『開元占經』卷七十・巫咸中外官・從官星占十二

巫咸曰、「從官二星。在房星南。」『巫咸讀』曰、「從官二星。主疾病醫。」

18①

龜（軌肩反平）石氏曰五星在尾南頭星入尾十二度去極百卅一度半也。龜在東讚神明陳曰備天地形三光十二月升四氣故古人將有為將有行即向之故曰讚神明之也。龜常居漢中吉不即易以星明君臣和不明即不和。郗萌曰熒惑守龜兵起在外又有白衣聚後

守龜兵罷入龜之中天下水去之即大旱又曰為小憂無傷也益地鄱萌曰客星入大倉發食也

18(2)

龜〈軌肩反、平。〉。石氏曰、「五星。在尾南。頭星入尾十二度、去極百卅一度半也。龜在東。讚神明。」陳曰、「備天地形三光・十二月・升四氣。故古人將有爲、將有行、卽向之。故曰讚神明。」之也。龜常居漢中吉。不卽易川。星明君臣和、不明卽不和。鄱萌曰、「熒惑守龜、兵起在外。又有白衣聚。後守龜兵罷。入龜之中、天下水去之、卽大旱。」又曰、「爲小憂、無傷也。益地。」鄱萌曰、「客星入、大倉發食也。」

18(3)

龜〈軌肩の反、平。〉。石氏曰く、「五星。尾の南に在り。頭星尾に入ること十二度、極を去ること百卅一度半なり。龜東に在り。神明を讚す。」と。陳曰く、「天地を備へ三光・十二月・升四氣あわせを形す。故に古人將に爲すこと有らんとし、將に行ふこと有らんとすれば、卽ち之に向かふ。故に神明を讚すと曰ふ。」と。之なり。龜常〔三〕に漢中に居れば吉。不ざれば卽ち川を易る。星明なれば君臣和し、明ならざれば卽ち和せず。鄱萌曰く、「熒惑〔四〕龜を守せば、兵起こりて外に在り。又白衣の聚有り。後龜を守せば兵罷む。龜の中に入れば、天下の水之を去り、卽ち大いに旱あり。」と。又曰く、「小憂を爲すも、傷無きなり。地を益す。」と。鄱萌曰く、「客星入れば、大倉食を發するなり。」と。

18(4)

(一) 『篆隸萬象名義』卷第一十五龜部

龜、居達反。

(二) 『三家簿讚』(石氏外官)

龜五星。在尾南。〈龜星在東。讚神明。〉

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者

龜五星，在尾南。主卜，以占吉凶。

『開元占經』卷六十八・石氏外官・龜星占六

石氏曰、「龜五星。在尾南。」〈頭星入尾十二度，去極百三十一度，在黃道外二十一度。〉……『石氏讚』曰、「龜

星在東。讚神明。」

(三) 『開元占經』卷六十八・石氏外官・龜星占六

石氏曰、「龜星常居漢中吉。星明君臣和、不明卽乖。」

(四) 『開元占經』卷三十七・熒惑占八・熒惑犯石氏外官一・熒惑犯龜星六

甘氏曰、「熒惑守龜星，天下大水。去之疾則旱。萬者不成長，人民飢。」石氏曰、「熒惑守龜星、兵起、兵在外。再守龜、兵罷。」又占曰、「熒惑守龜星，有白衣聚，以入日占何國。」

(五) 『開元占經』卷八十四・客星占八・客星犯石氏外官・客星犯龜星六

郗萌曰、「客星入龜星，小憂，無傷也。」又曰、「天下大倉發。」

19 ①

傳說「方務反去始銳反去」石氏曰「一星在尾後入尾十二度在黃道外十三度半也大而明則吉不者天下多祠禱傳說亡社稷元主  
晉志曰傳說主章祝巫官也尾箕宿助之也。」

19 ②

傳說「方務反、去。始銳反、去。」石氏曰、「一星。在尾後。入尾十二度、在黃道外十三度半也。大而明則吉、不者天

下多祠禱。傳說亡社稷<sup>無主</sup>。」『晉』志曰、「傳說主章祝。巫官也。」尾・箕宿助之也。

19③

傳說<sup>(一)</sup>「方務の反、去。<sup>(二)</sup>始銳の反、去。」。石氏曰く、「<sup>(三)</sup>一星。尾の後に在り。尾に入ること十二度、黃道の外に在ること十三度半なり。大にして明なれば則ち吉、不ざれば天下に祠禱多し。」<sup>(四)</sup>傳說亡ぶれば社稷に主なし。」と。『晉』志に曰く、「傳說は章祝を主る。巫官なり。」と。尾・箕宿之を助くるなり。

19④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第三人部

傳、方務反。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第九言部

說、始悅反。

(三) 『三家簿讀』(石氏外官)

傳說一星。在尾南。<sup>(一)</sup>傳說一星。主神章。

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者

傳說一星、在尾後。傳說主章祝。巫官也。

『隋書』卷二十・天文志中・星官在二十八宿之外者

傳說一星、在尾後。傳說主章祝。巫官也。章、請號之聲也。主王后之內祭祀、以祈子孫、廣求胤嗣。『詩』云、「克

禋克祀、以弗無子。」此之象也。星明大、王者多子孫。

『開元占經』卷六十八・石氏外官・傳說星占七

石氏曰、「傳說一星，在尾後。」〈入尾十二度太，去極百二十度半，在黃道外十三度太。〉……石氏曰、「傳說星亡、  
社稷無主。」石氏曰、「傳說星明大則吉。不明者天下多禱祠。」

(四) 『晉書』卷十一·天文志上·星官在二十八宿之外者

傳說一星，在尾後。傳說主章祝。巫官也。

『隋書』卷二十·天文志中·星官在二十八宿之外者

傳說一星，在尾後。傳說主章祝。巫官也。章，請號之聲也。主王后之內祭祀，以祈子孫，廣求胤嗣。『詩』云、「克  
禋克祀，以弗無子。」此之象也。星明大，王者多子孫。

『開元占經』卷六十八、石氏外官、傳說星占七

「荊州占」曰……一曰、「傳說主祝章。」

20①

魚 〈語居反平〉石氏曰一星在尾後河中入尾十四度去極百升二度也漢中魚星知雲雨行星不明形如雲氣色魚常居河中大而不  
明則陰陽和動搖水暴出黃帝書曰魚星一名稼星一名蒙星常居河中廉忽然不明而在則魚多亡則魚少石氏曰火守魚陽旱守陰水  
不明而在則魚多亡則魚少」石氏曰、「火守魚陽旱，守陰水。」

20②

魚 〈語居反、平。〉石氏曰、「一星，在尾後，河中。入尾十四度，去極百升二度也。漢中魚星知雲雨行。星不明形如雲  
氣色。魚常居河中。大而不明則陰陽和，動搖水暴出。」『黃帝書』曰、「魚星，一名稼星，一名蒙星。常居河中廉，忽然  
不明而在則魚多，亡則魚少。」石氏曰、「火守魚陽旱，守陰水。」

20③

魚（語居の反、平。）石氏曰く、「一星。尾の後、河中に在り。尾に入ること十四度、極を去ること百升二度なり。漢中の魚星は雲雨の行を知る。星明ならざれば形雲氣の色の如し。魚は常に河中に居る。大にして明ならざれば則ち陰陽和し、動搖すれば水暴かに出づ。」と。『黃帝書』に曰く、「<sup>(1)</sup>魚星、一名稼星、一名蒙星。常に河中の廉に居り、忽然として明ならずして在れば則ち魚多く、亡べば則ち魚少なし。」と。石氏曰く、「火魚を守するに、陽なれば旱あり、守するに陰なれば水あり。」と。

20④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第二十四魚部

魚、  
語居反。

(二) 『三家簿讚』(石氏外官)

魚一星、在尾後、河中。〈漢中魚星知雲行。〉

「晉書」卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者

魚一星、在尾後、河中、主陰事、知雲雨之期也。

『隋書』卷二十・天文志中・星官在二十八宿之外者

魚一星、在尾後河中、主陰事、知雲雨之期也。星不明則魚多、亡若魚少。動搖則大水暴出。出漢中則大魚多死。

『開元占經』卷六十八・石氏外官・魚星占八

石氏曰、「魚一星、在尾後、河中。」〈入尾十四度、去極百二十二度、在黃道外十二度也。〉……石氏曰、「魚星大而明則陰陽和。」又曰、「魚星動搖則水暴出。」……『石氏讚』曰、「漢中魚星知雲行。」

(三) 『開元占經』卷六十八・石氏外官・魚星占八

『黃帝占』曰、「魚星、一名據星、一名蒙星。忽然不明而在則魚多、星亡則魚少。」

(四) 『開元占經』卷三十七・熒惑占八・熒惑犯石氏外官一・熒惑犯魚星八

石氏曰、「熒惑守魚星、在其陽旱、在其陰水。」

21(1)

糠 〈口郎反平〉 甘德曰一星在箕舌前箕主簸揚糠給犬猪也

21(2)

糠 〈口郎反、平。〉 甘德曰、「一星。在箕舌前。箕主簸揚。糠給犬猪也。」

21(3)

糠 〈口郎の反、平。〉 甘德曰く、「<sup>(1)</sup>一星。箕舌の前に在り。箕は簸揚を主る。糠は犬猪に給するなり。」と。

21(4)

(二) 『篆隸萬象名義』 卷第十五米部

糠、 口郎反。

(二) 『三家簿讀』 (甘氏外官)

糠 一星、 在箕舌前。 〈糠給犬猪。〉

『天文要錄』 卷四十九・糠星六

甘德曰、「糠一星、在箕舌前。主給犬猪、主飢饉。」

『開元占經』 卷七十・甘氏外官・糠星占六

甘氏曰、「糠一星，在箕舌前。」『甘氏讚』曰、「箕主簸揚。糠給犬猪。」

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者（『隋書』は「糠星」を「糠一星」に作る）

糠星在箕舌前、杵西北。

22①

杵（充口反、上。） 石氏曰三星在箕南北星入箕一度大去極百卅度半在黃道外升一度也杵給扈春杵臼動則民失其釜餽大去其處縱則民足食橫則民飢

22②

杵（充口反、上。） 石氏曰、「三星。在箕南。北星入箕一度太（一）、去極百卅度半、在黃道外升一度也。杵給扈春。杵臼動則民失其釜餽、大去其處。縱則民足食、橫則民飢。」

22③

杵（充口）の反、上。） 石氏曰く、「三星。箕の南に在り。北星は箕に入ること一度太、極を去ること百卅度半、黃道の外に在ること升一度なり。杵は庖春に給す。杵臼動けば則ち民其の釜餽を失ひ、大なれば其の處を去る。縱なれば則ち民食足り、横なれば則ち民飢う。」と。

22④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第十二木部

杵、齒與反。

(二) 『三家簿讀』(石氏外官)

杵三星、在箕南。〈杵在箕南、給庖春。〉

『開元占經』卷六十八・石氏外官・杵星占九

石氏曰、「杵三星、在箕南。〈北星入箕一度太<sub>太</sub>去極百三十二度半、在黃道外二十一度太。〉」……石氏曰、「天杵白動則民失其釜甌、大去其鄉。杵縱則民足食、橫則民饑。」……甘氏曰、「……一曰、「杵在箕南、給庖春。」

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者（『隋書』略同文）

杵三星、在箕南、杵給庖春。

23 ①

天雞 〈結奚反平〉 甘德曰「二星在狗國北鳴雞司旦審夜主察時熒惑舍雞狗卅日旱」一云狗群擇

23 ②

天雞 〈結奚反、平。〉 甘德曰、「二星。在狗國北。鳴雞司旦、審夜、主察時。熒惑舍雞狗、卅日旱。」一云、「狗群擇。」

23 ③

天雞 〈<sup>(1)</sup>結奚の反、平。〉 甘德曰く、「<sup>(1)</sup>二星。狗國の北に在り。鳴雞は<sup>(1)</sup>旦を司り、夜を審らかにし、時を察するを主る。熒惑雞・狗に舍せば、卅日旱あり。」と。一に云ふ、「狗群れて嘩ゆ。」と。

23 ④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第二十四隹部

雞、結奚反。

(二) 『三家簿讚』(甘氏中官)

雞二星、在狗國北。〈雞鳴伺旦、審庖省時。〉

※「鷄」の左に「天鷄家」の朱書き、「庖」の右に「夜家」の傍書きあり。

『開元占經』卷六十九・甘氏中官・天雞星占三十

甘氏曰、「天雞二星、在狗國北。」……『甘氏讚』曰、「雞鳴司旦審夜察時、一本云省時。」

『晉書』卷十一・天文志上・中宮（『隋書』略同文）

狗國北二星曰天雞、主候時。

(三) 『開元占經』卷三十七・熒惑犯甘氏中官二・熒惑犯天雞六

郗萌曰、「熒惑舍天雞、三十日旱。」又曰、「雞夜鳴天下盡驚。」

『開元占經』卷三十七・熒惑犯甘氏外官三・熒惑犯狗星一

郗萌曰、「熒惑舍狗星、三十日旱。」又曰、「狗群嘵天下人盡驚。」

24 ①

狗 〈古後反上〉 甘德曰「一星在南斗魁前主吠守內使門伏趺也」

24 ②

狗 〈古後反、上。〉 甘德曰、「二星。在南斗魁前。主吠守內。挾門伏趺也。」

24 ③

狗 〈古後の反、上。〉 甘德曰「<sup>(1)</sup>二星。南斗の魁前に在り。吠え内を守るを主る。門を挾み伏趺するなり。」と。

24 ④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第二十三犬部

狗、古後反。

(二) 『三家簿讚』(甘氏外官)

狗二星，在南斗魁前。〈天狗守內、挾門伏趺。〉

『天文要錄』卷四十九・狗星八

齊文卿曰、「狗二星，在南斗魁前。主守內。狹門伏跗失。」

『開元占經』卷七十・甘氏外官・狗星占八

甘氏曰、「狗二星，在南斗魁前。」……『甘氏讚』曰、「狗主守內、夾門伏跗。」

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者(『隋書』略同文)

狗二星，在南斗魁前。主吠守。

25 ①

狗國 〈古或反入〉 甘氏曰四星在建星東南狗國主鮮卑烏丸沃沮也月生不具天下有大盜也晉志曰熒惑守狗國外夷爲變

25 ②

狗國 〈古或反、入。〉 甘氏曰、「四星。在建星東南。狗國主鮮卑・烏丸・沃沮也。」「星不具、天下有大盜也。」『晉』志曰、「熒惑守狗國、外夷爲變。」

25 ③

狗國 〈古或の反、入。〉 甘氏曰く、「四星。建星の東南に在り。狗國は鮮卑・烏丸・沃沮を主るなり。」と。「星具はら

されば、天下に大盜有るなり。」と。『晉』志に曰く、「熒惑狗國を守せば、外夷變を爲す。」と。  
25(4)

(一) 『篆隸萬象名義』卷第二十九□部

國、古或反。

(二) 『三家簿讚』(甘氏外官)

狗國四星，在建星東南。〈狗國主鮮卑・烏丸・沃沮。〉

『天文要錄』卷四十九・狗國九

齊甘德曰、「狗國四星，在建星東南。主郡卑・烏丸・沃沮。」

『開元占經』卷七十・甘氏外官・狗國星上九

『荊州』曰、「狗國四星，在建星東南。」……『甘氏讚』曰、「狗國、鮮卑・烏丸・沃沮。」

『晉書』卷十一・天文志上・中宮(『隋書』略同文)

〔建星〕 東南四星曰狗國、主鮮卑・烏丸・沃且。熒惑守之、外夷爲變。

(三) 『開元占經』卷七十・甘氏外官・狗國星占九

『黃帝』曰、「狗國星不具、天下有大盜。」

(四) 『晉書』卷十一・天文志上・中宮(『隋書』略同文)

〔建星〕 東南四星曰狗國、主鮮卑・烏丸・沃且。熒惑守之、外夷爲變。

『開元占經』卷三十七・熒惑犯甘氏外官三・熒惑犯狗國二

『荊州占』曰、「熒惑守狗國、外夷爲變。」

26  
①

天籥 〈餘灼反入〉 巫咸曰八星在南斗初第二星西主開閉

26  
②

天籥 〈餘灼反、入。〉 巫咸曰、「八星。在南斗杓第二星西、主開閉。」

26  
③

天籥 〈<sup>(一)</sup>餘灼の反、入。〉 巫咸曰く、「八<sup>(二)</sup>星。南斗の杓第一星の西に在り、開閉を主る。」と。

26  
④

（二）『篆隸萬象名義』卷第十二竹部

籥、餘灼反。

（二）『三家簿讀』（巫咸中外官）

天籥八星、在斗杓第二星南。一曰西。〈天籥主祕信稽問室疑。〉

『天文要錄』卷五十・天籥二十三

殷巫咸曰、「天籥六星、在南斗初第二星西。主祕信稽問室疑。」

『開元占經』卷七十・巫咸中外官・天鑰星占二十三

巫咸曰、「天鑰八星、在南斗杓第二星西。〈天鑰、琯鑰也。〉」

『晉書』卷十一・天文志上・中宮（『隋書』は「柄」を「杓」に作る）

天籥八星、在南斗柄西、主關閉。

27①

農丈人〈如恭反、平。除兩反、上。〉甘徳曰、一星在南斗西先農丈人執斗与箕。郗萌曰、主歲在箕東大熟在西飢。南旱小、小穰。北大穰。

27②

農丈人〈如恭反、平。除兩反、上。〉甘徳曰、「二星。在南斗西。先農丈人、執斗與箕。」郗萌曰、「主歲。在箕東、大熟。在西、飢。南旱小、小穰。北大穰。」

27③

農丈人〈如恭の反、平。除兩の反、上。〉甘徳曰く、「一星。南斗の西に在り。先の農丈人、斗と箕とを執る。」と。郗萌曰く、「歲(四)を主る。箕の東に在れば、大いに熟す。西に在れば、飢う。南なれば旱あること小にして、小穰。北なれば大穰。」と。

27④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第十二艸部

蓐、奴冬反。農字。

(二) 『篆隸萬象名義』(目録)

丈、除兩反。

※卷第三十丈部は本文脱。

(三) 『三家籜讚』(甘氏外官)

農大人一星、在南斗西南。〈先農大人、執斗與箕。〉

※「大」の左に「丈」の傍書あり。

『天文要錄』卷四十九・農丈人七

齊文卿曰、「先農丈人一星，在南斗西南。執斗與箕。」

『開元占經』卷七十・甘氏外官・農丈人星占七

甘氏曰、「農丈人一星，在南斗西南。〈農丈人，老農也。〉……『甘氏讚』曰、「先農丈人，執斗與箕。」

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者（『隋書』は「稽」を「稼稽」に作る）

農丈人一星，在南斗西南，老農主穡也。

（四）『天文要錄』卷四十九・農丈人七

陳卓曰、「……主歲實也。」

『天文要錄』卷四十九・農丈人七・占先丈人

郗萌曰、「丈人位避。箕東、五穀熟。西、飢。南、旱。北、大耗。」

『開元占經』卷七十・甘氏外官・農丈人星占七

郗萌曰、「農丈人主歲豐耗。在箕東，歲大熟。在箕西，饑。在箕南，小旱。穫。在箕北，大穫。」

28 ①

鑿（補滅反平）石氏曰十四星在斗南古星入斗一度在黃道外十四度為水蟲主大陰北方官星是也郗萌曰鑿不居漢中有易川者

一星去有白衣之會一星去有大喪以入日占黃帝書曰熒惑入鑿天下大水去已大旱五星有守鑿皆為白衣之會石氏曰有星入有水

令

28 ②

**鼈** 〔補滅反、平。〕 石氏曰、「十四星。在斗南。右星入斗一度、在黃道外十四度。爲水蟲。主太陰。」 北方官星是也。郗萌曰、「**鼈**不居漢中、有易川者。一星去有白衣之會、二星去有大喪。以入日占。」 『黃帝書』曰、「熒惑入**鼈**、天下大水。去已大旱。五星有守**鼈**、皆爲白衣之會。」 石氏曰、「有星入有水令。」

28(3)

**鼈** 〔<sup>(二)</sup>補滅の反、平。〕 石氏曰く、「<sup>(二)</sup>十四星。斗の南に在り。右星 斗に入ること一度、黃道の外に在ること十四度。水蟲爲り。太陰を主る。」と。北方の官星是れなり。郗萌曰く、「<sup>(三)</sup>**鼈**漢中に居らざれば、川を易ふる者有り。一星去れば白衣の會有り、二星去れば大喪有り。入る日を以て占ふ。」と。『黃帝書』に曰く、「<sup>(四)</sup>熒惑**鼈**に入れば、天下大水あり。去り已めば大旱あり。<sup>(五)</sup>五星有りて**鼈**を守せば、皆白衣の會有り。」と。石氏曰く、「<sup>(六)</sup>星の入ること有れば水令有り。」と。

28(4)

(一) 『篆隸萬象名義』卷第二十五龍部

**鼈**、  
補滅反。

(二) 『三家簿讚』(石氏外官)

**鼈**十四星、在斗南。《鼈爲蟲。掃太陰。》

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者(『隋書』略同文)

**鼈**十四星、在南斗南。《鼈爲水蟲。掃太陰。》有星守之、白衣會、主有水令。

『開元占經』卷六十八・石氏外官・**鼈**星占十

石氏曰、「**鼈**十四星、在南斗。」<sup>(右)</sup>星入南斗一度、去極百二十九度半、在黃道外十四度也。……『石氏讚』曰、「**鼈**星爲水蟲、<sup>(太陰也)</sup>」

(三) 『開元占經』卷六十八・石氏外官・鼈星占十

石氏曰、「鼈一星去有白衣之會、二星去有大喪。以去日占國。」班固天文志曰、「鼈星不居漢中、有易川者。」

(四) 『開元占經』卷三十七・熒惑占・熒惑犯石氏外官一・熒惑犯鼈星十

郗萌曰、「熒惑入鼈星、天下大水、去則旱。」

(五) 『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者 (『隋書』略同文)

有星守之、白衣會、主有水令。

『開元占經』卷二十九・歲星占・歲星犯石氏外官一・歲星犯鼈星十

『黃帝占』曰、「歲星守鼈星、爲有白衣之會。」石氏曰、「歲星守鼈星、有白衣。若聚衆、若大水。」

『開元占經』卷二十九・歲星占・歲星犯石氏外官一・歲星犯鼈星十

『黃帝占』曰、「熒惑守鼈星、爲有白衣之會。」

『開元占經』卷四十四・填星占・填星犯石氏外官一・填星犯鼈星十

『黃帝占』曰、「填星守鼈星、爲有白衣之會。」

『開元占經』卷五十一・太白占・太白犯石氏外官一・太白犯鼈星六

『黃帝占』曰、「太白守鼈星、爲有白衣之會。」

『開元占經』卷五十九・辰星占・辰星犯石氏外官一・辰星犯鼈星十

『黃帝占』曰、「辰星守鼈星、有白衣之會。」

(六) 『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者 (『隋書』略同文)

有星守之、白衣會、主有水令。

『開元占經』卷八十四・客星占八・客星犯石氏外官・客星犯蠶星十

石氏曰、「有星入蠶星、有水令。」

29①

天淵〈於眠反平〉巫咸曰淵十星在蠶東晋志曰天池一曰三池一曰大海主灌漑田疇事之

29②

天淵〈於眠反、平。〉巫咸曰、「淵十星，在蠶東。」『晉』志曰、「天池、一曰三池、一曰大海。主灌漑田疇事。」之。

29③

天淵〈於眠の反、平。〉巫咸曰く、「淵十星、<sup>(1)</sup>蠶の東に在り。」と。『晉』志に曰く、「<sup>(1)</sup>天池、一に曰く三池、一に曰く大海。田疇を灌漑する事を主る。」と。之なり。

29④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第十九水部

淵、於玄反。

(二) 『三家簿讚』(巫咸中外官)

天淵十星、在蠶東。一名三澗。〈<sup>ムム</sup>灌漑、盈滿澗渠。〉

『天文要錄』卷五十・天淵二十四

主天淵損益象也。殷巫咸曰、「天淵十星、在斗南。」陳卓曰、「在蠶東。主溉灌盈溢淵深。」

『開元占經』卷七十・巫咸中外官・天淵星占二十四

巫咸曰、「天淵十星、在鑿東南、九坎閒。一名天淵、一名天海、主灌溉之官。」……『巫咸讚』曰、「天淵灌溉、盈滿淵區。」

(三)『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者(『隋書』無「田疇」)

九坎閒十星曰天池、一曰三池、一曰天海。主灌溉田疇事。

『開元占經』卷七十・巫咸中外官・天淵星占二十四

巫咸曰、「天淵十星、在鑿東南、九坎閒。一名天淵、一名天海、主灌溉之官。」……『巫咸讚』曰、「天淵灌溉、盈滿淵區。」

30 ①

九坎(居有反、上。苦咸反、平。)石氏曰九星在牽牛南西南星入斗四度去極百卅六度也為水泉通牛宿相助也義在牛也鄱萌曰有星入天下有憂也

30 ②

九坎(居有反、上。苦咸反、平。)石氏曰、「九星。在牽牛南。西南星入斗四度、去極百卅六度也。爲水泉通。」牛宿相助也。義在牛也。鄱萌曰、「有星入、天下有憂也。」

30 ③

九坎(居有反、上。苦咸反、平。)石氏曰く、「九星。牽牛の南に在り。西南星斗に入ること四度、極を去ること百卅六度なり。水泉の通すると爲す。」と。牛宿の相助なり。義は牛に在るなり。鄱萌曰く、「星の入ること有れば、天下に憂ひ有るなり。」と。

(一) 『篆隸萬象名義』卷第三十九部

九、居有反。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第四土部

坎、苦感反。

(三) 『三家簿讚』(石氏外官)

九坎九星，在牽牛南。〈九坎九星，水泉通。〉

『晉書』卷十一・天文志上・星官在二十八宿之外者(『隋書』略同文)

九坎九星，在牽牛南。坎，溝渠也，所以導達泉源，疏盈瀉溢，通溝洫也。

『開元占經』卷六十八・石氏外官・九坎星占十一

石氏曰、「九坎九星，在牽牛南。」〈西南星入斗十四度半，去極百三十六度，在黃道外十九度太。〉……『石氏讚』曰、

「九坎九星，水泉通。」

(四) 『開元占經』卷八十四・客星占八・客星犯石氏外官・客星犯九坎十一

鄭萌曰、「有星入九坎，天下有憂。」

(以下、次號揭載豫定)

注

(一) [https://researchmap.jp/read0078090/research\\_blogs](https://researchmap.jp/read0078090/research_blogs) 11〇一一年九月二十五日確認。

**[謝誌]** 本稿はJSPS科研費の基盤研究B（20H01301）の助成を受けた成果の一部である。